

第8 | 回国民スポーツ大会高千穂町弁当調製施設選考基準

1 趣旨

この基準は、本町で開催する第8 | 回国民スポーツ大会「日本のひなた宮崎国スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者に幹旋し、又は支給する弁当の調製施設の選考基準について、必要な事項を定める。

2 調製施設条件

- (1) 高千穂町内に本社又は製造所を有する業者又は高千穂町が配達区域に該当し、その製造所において食品衛生法の規定による営業許可を受けている業者であること。ただし、日本のひなた宮崎国スポ高千穂町実行委員会（以下「実行委員会」という。）が必要と認めた場合は、この限りでない。
- (2) 町税（高千穂町が賦課徴収するものに限る。）、法人税（個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

3 衛生管理体制

- (1) 選考時点において、過去3年間に食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止等の処分を受けていないこと。
- (2) 食品衛生法等に基づき、HACCPに沿った衛生管理に取り組む等、施設の管理運営及び整備が食品衛生法に基づき適正になされている施設であること。
- (3) 検査食として、原材料及び調理済み食品ごとに50g程度をビニール袋等清潔な容器に密封し、マイナス20℃以下で2週間以上保存できること。
- (4) 調理従事者全員に対し、大会の開催日前1カ月以内に検便検査の実施が可能であること。（検査項目：赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌及びノロウイルス（推奨））
- (5) 食品賠償保険に加入している、又は大会開催期間中加入我们できること。

4 調製能力・対応能力

- (1) 原則として、1回100食以上の提供が可能であること。

- (2) 第三者に委託することなく、弁当の調製が可能であること。
- (3) 前日の午後6時までの発注で、当日午前10時50分までの納入が可能であること。
- (4) 単価に応じた調製が可能であること。
- (5) メニューの日替わりが可能であること。
- (6) 実行委員会が弁当の食材や献立内容を指定した場合は、その調製の対応が可能であること。
- (7) 実行委員会が指定する容器及び包装紙等での提供が可能であること。
- (8) 実行委員会が指定する日時、場所への搬入及び容器回収が可能であること。
- (9) 冷蔵車など適切な温度管理(10℃以下)できる車両等による衛生的な配達が可能であること。
- (10) 弁当付属品として、お茶、割りばし、爪楊枝、お手拭き及び持ち運び用の袋の準備が可能であること。
- (11) 弁当容器に、食品表示関係法令に合致した項目その他実行委員会が指定する表示が可能であること。
- (12) 事前に献立、サンプル(試食弁当)、写真等の提供が可能であること。
また、献立について、実行委員会から指示があった場合に改善することが可能であること。
- (13) 実行委員会等が開催する食品衛生講習会に参加可能であること。

5 その他

- (1) その他弁当調製に係る実行委員会からの指示(依頼)事項に関しては、その都度、弁当調製施設と実行委員会が協議のうえ、その対応を決定する。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調製施設選考についても、必要に応じて、この基準を準用する。

附則

この基準は、令和8年3月5日から施行する。